

2013年9月9日

テレコムクレジット株式会社代理人
弁護士
同

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973
理事長 池本 誠



申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では、一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、キャンセル料等の契約条項について調査・検討を行っております。その一環として、貴社の決済代行契約に関する利用者との間の取り決めに関して、消費者契約法に違反する不当条項に該当すると思料される点につき、下記のとおり、申入れをいたします。なお、当該条項に関し、本申入れに先立ち、当会から貴社にあててなした問合せに対し、貴社からは、貴社が「事業者」に該当せず消費者契約法違反の問題は生じない、とのご回答をいただいておりますが、当会において検討しました結果、貴社は消費者契約法上の「事業者」に該当し、貴社の決済代行契約に関する利用者との取り決めに関しては、消費者契約法に違反する不当条項に該当する条項があると思料いたしますので、改めて申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入れ書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがあることを念のため申し添えます。

記

I 申入れの趣旨

貴社とサイト利用者との間の決済代行サービスにおける取り決め（以下、「本取り決め」という。）の中の、「カード名義人様とサイト運営業者様間にて行われた取引

に關しましては当社は取引の当事者とはならず、いかなる責任も負いかねますのでカード名義人様は自己の責任においてサイト運営者との取引を行ってください。」との条項（以下、「本条項」といいます。）について、使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めます。

II 申入れの理由

- 1 消費者契約法8条1号は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」を無効とし、同条2号は「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失による者に限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」を無効とすると定めています。貴社のサイト利用者との間の本条項は、貴社決済代行の加盟店であるサイト運営業者との間の取引について利用者に対して一切責任を負わないと定めるものであり、消費者契約法8条1号、2号に違反するおそれがある条項と考えられます。
- 2 この点、貴社は、そもそも、貴社とサイト利用者との間には契約関係がないことから、貴社が消費者契約法の適用がある「事業者」に該当しないため、同法の問題は生じない、とご主張されます。

しかしながら、消費者は、貴社の決済代行サービスを利用するにあたり、貴社の設置・運営するホームページ上で、クレジットカード番号等の必要事項を入力します。消費者のクレジットカード情報は貴社が管理し、支払に当たるカード会社の請求書には貴社の名称と貴社の電話番号が販売店として記載されております。さらに貴社は、アクワイアラーを通じてサイト利用者が立替払い債務として負担した金額から手数料を控除した金額を受領しております。このような実態に鑑みますと、貴社とサイト利用者との間に何ら契約関係がないというご主張は、極めて不合理と言わざるを得ません。

貴社は、サイト利用者がサイト利用に当たってクレジット決済を利用できるのは、サイト利用者とサイト運営者との間に成立しているサイト利用契約、サイト利用者とクレジットカード会社との間に成立しているクレジット利用契約、に基づくものであり、貴社とサイト利用者との間の契約が根拠となるものではない、ともされます。しかしながら、貴社がサイト利用者のクレジットカード情報を管理することや、支払に当たるカード会社の請求書には貴社の名称と電話番号が販売店として記載されることなどについては、貴社のご主張は何ら合理的な説明となるものではありません。サイト利用者がサイト利用に当たって貴社の決済代行サービスを利用してクレジット決済を選択した場合には、当該サイト利用者との間にも、貴社の決済代行サービスを利用してクレジットによる立替払いを受けられる契約が成立すると思料されます。

したがって、貴社とサイト利用者との間には、契約関係が存在することは明らかであり、契約関係の存在を前提とした場合、貴社の本条項は、消費者たるサイト利用者に対して貴社が契約上負っているサイト運営業者を適切に管理する

という加盟店管理責任に不履行があり、その結果、サイト利用者に対して損害を与えた場合に貴社の責任を免除する内容となっており、消費者契約法8条1号、2号に違反するおそれがある条項といえます。

- 3 また、本条項は、サイト利用に関して生じた貴社の不法行為責任についても全部免除する内容となっており、消費者契約法8条3号に違反するおそれもあります。
- 4 よって、本条項について、使用停止、もしくは適切な条項に修正していただけますよう、申入れをいたします。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-8973